

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（第2回） 議事概要

開催日時：平成28年11月28日（月）13:00～15:00

開催場所：総務省選挙部会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長
伊藤 昭彦（東京都立川市行政管理部文書法政課長）
大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長）
岡村 久道（弁護士、国立情報学研究所客員教授）
佐藤 一郎（国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授）
田中 延広（東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長）
野中 正人（山梨県富士川町政策秘書課長）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）
加藤 剛（行政管理局管理官）
小熊 美紀（情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐）
中島 靖彦（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【説明者】

高野 祥一（東京都生活文化局広報広聴部情報公開課統括課長代理）

【事務局等】

時澤 忠（大臣官房地域力創造審議官）
猿渡 知之（大臣官房審議官）
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）
小野 吉昭（自治行政局地域情報政策室課長補佐）
自治行政局地域情報政策室
一般財団法人行政管理研究センター

議事：

1. 検討スケジュール
2. 条例改正に係る実務上の課題
3. 個人情報の定義の明確化
4. 要配慮個人情報の取扱い

《議事 2 について》

【佐藤構成員】

- 個人識別符号について、個人情報保護法では、容易照合性に起因してグレーゾーンが発生するため、これを整理するために入れた。また、行政機関個人情報保護法では、「容易に」という文言はないが、それでもグレーゾーンは存在するので、個人識別符号を入れたほうが整理しやすいと考えた。
- 照合可能性の範囲をきっちり定めれば、個人識別符号は全て含まれると見ることができ、その範囲が明確とは言えないなら、個人識別符号の導入は意義があると思う。
- 要配慮個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法では、個人情報保護法に合わせるという観点から入れた。

【高野統括課長代理】

- 少なくとも現在示されている個人識別符号については、地方公共団体では基本的に属性情報とともに管理しているのが実態。その取扱いについて問題となる可能性があるのは、死んでいるかもしれない人の個人識別符号や有効ではないかもしれないIDについてではないか。

【小川参事官】

- 個人識別符号の定義について、身体の特徴の符号化されたもの、DNAや顔、指紋などに関しては、東京都では何か検討しているのか。

【高野統括課長代理】

- セキュリティで使う指紋や、都立病院の医療データを除けば、そういったものは、実態として使っていない。また、それが誰のものかという情報と一体管理していないことは余り考えられず、今までも当然に個人情報として取り扱ってきた。

【加藤管理官】

- 個人識別符号は単体で識別可能なものを明確化したもの。個人情報の定義のうち、単体で識別可能なものについては、基本法である個人情報保護法と同じ規定。そのため、行政機関個人情報保護法等でも個人識別符号という考え方を導入した。
- 生死・身元不明の方の身体的特徴のデジタルデータについては、現在、他の情報との照合により特定の個人を識別できて個人情報として扱っているということであれば、その扱いは変わらない。
- 要配慮個人情報については、行政執行のために要配慮個人情報であっても取得しなければいけない場合があるため、これまでも行政機関個人情報保護法等では個人情報の保有の制限等民間部門よりも厳格な規律を設けていた中で、行政機関としていかなる規律を

設ける必要があるかを検討した結果、改正後の行政機関個人情報保護法等の規律を設けた。

【岡村構成員】

- 現在、地方公共団体も含めたデータの利活用を推進するための官民データ活用推進基本法案が、議員立法で国会に提出されている。先ほどの東京都の説明は、個人情報の保護が重要という趣旨のように感じたが、利活用の視点は入っていないのか。

【高野統括課長代理】

- 非識別加工情報の導入に関しては、前向きな検討を前提として、問題点を指摘した。個人情報について利活用の視点が入ってきたことは認識しており、官民一体で取り組むべきということも十分承知している。ただ、法律で規定されたからやるべきという結論は、必ずしも短時間では出せないということを御理解いただきたい。

【大谷構成員】

- 東京都のような大規模な地方公共団体としての特性・共通する問題意識などについて、情報交換されていれば、補足いただきたい。
- また、利活用について、必ずしも住民に対して短期的にメリットがあると示せないものであっても、長期的に見れば医療の発展に役立ち、世界中でメリットを享受できるといったことは、住民の説得材料にならないのか。

【高野統括課長代理】

- 大規模な地方公共団体に限らないが、どのようなデータに事業者のニーズがあるのかという疑問が非常に多い。都道府県は、市町村とは違い個別データの取り扱いが少ないので、なおさらニーズが見えない。ある程度国等の状況を見たいというのが正直な意見では。
- 住民の説得については、いろいろなメリットを提示していくことになると思うが、条例改正には説明責任が伴うので、相応に説得力のある説明をしなければいけない。

【佐藤構成員】

- 非識別加工情報を導入する上での問題点として、東京都から、現状では個人情報ファイル簿がないという指摘があったが、行政機関個人情報保護法の場合は既に個人情報ファイル簿があったから活用したもの。各地方公共団体で何を非識別加工情報で出すかは、行政機関個人情報保護法と整合性のある範囲規定をすればよい。
- 医療に関しては特別法が作られる可能性があるようだが、行政機関個人情報保護法のときの議論では、教育関連の情報についても有用性があるのではないかという話があった。

【田中構成員】

- この制度で具体的にどういった効果が得られるのかというところが、我々地方公共団体としてとまらねばならず、それが現状においての課題。ただ、いずれにしても、やらねばならぬテーマだというスタンスである。

《議事 3 について》

【岡村構成員】

- 基本的な方向性については賛成。
- 照合性の部分について補足すると、先行して条例を制定した地方公共団体はOECDのプライバシーガイドラインをベースに作っているところが多いが、このガイドラインでは、照合による識別については触れることなく個人情報を定義しており、少なくとも当時の解釈では、当然照合による識別も含むと考えられていた。2018年に施行予定のEUの一般データ保護規則も同様。
- 「情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものに限る」と回答した団体が、深い議論をしたのか、単に個々の担当者が条文からの形式的な推測で答えているだけなのか分からないので、さらに精査をお願いしたい。

【事務局】

- 資料3の表1については、まだ十分に調査の意図が地方公共団体に伝わっていない可能性もあるので、改めて精査する。

【野中構成員】

- 東京都の説明にあったように、法律が変わっても個人情報の範囲は変わらないと思うが、法律は改正をされたのになぜ条例は改正されないのかという住民の声は考えられ、庁内では、基本的には条例の改正をしていくべきという議論がなされている。
- 特に小規模な団体では、死者に関する情報もわりと身近な部分があり、死者の名誉や人格を気にする。資料3にあるように、団体の地域の特性に配慮して検討すべきであり、団体の判断に任せるという方向性が高い。

【佐藤構成員】

- 基本的に事務局案でよい。
- データを活用する立場からすると、個人情報の定義の違いでは若干苦勞するので、資料3にあるように、容易照合性と照合性を照合性に統一する方向になれば助かる。
- 死者の情報に関しては、既に保護されているところを狭めることは、おそらく住民感情的にも許されないと思うので、保護範囲を狭めないよう進めていただきたい。ただ、この話は、国から地方公共団体に対して言うよりは、地方公共団体から声を上げていただ

くのが筋だと思う。知事会などから声を上げ、そろえる方向に向かうのが良い。

【岡村構成員】

- 死者の情報の取扱いに関しては、個人情報保護法等制定時にも附帯決議で今後の検討に委ねたように、決めかねてきた問題。しかし、ずっと管理するのは地方公共団体の負担となるので、限られた収入の中で、保護の要否や、どの程度の期間保護するのかを考える必要がある。
- 公的部門の場合、情報公開との関係が問題になる。情報公開条例の中で個人情報が不開示事由になっている場合、どちらの権利利益を重視するか見解は分かれると思われるので、死者に関する情報は、地方公共団体に判断を任せるということでいいと考える。

【大谷構成員】

- 事務局案に、基本的に賛成である。
- 地方公共団体が独自に住民に対して付与している番号を条例で個人識別符号として定めていくことは差し支えないと思うが、追加で定めることを積極的に認めて例を示していくべきなのか、または、ある程度目安のようなものを議論していくべきなのか。

【事務局】

- 個人識別符号はそれそのものから特定の個人を識別するものであって、保有者によってそのことが異なることはないこと、また、個人識別符号に追加せずとも、ほかの情報との照合により識別することができれば個人情報であることから、事務局としては、基本的には個人識別符号は法律と同じ定義にすることが適当であると考えている。

【大谷構成員】

- そのような番号が個人情報に該当することについては、おそらく誰も異論がないと思う。できるだけ法律の定義に即した形となるよう、個人識別符号に該当しそうな独自の番号があったとしても、個人識別符号に規定する必要はなく、他の情報との照合による識別の部分で個人情報と整理してもいいという考えも、筋は通っている。

【岡村構成員】

- 個人情報の定義を改正する地方公共団体は、情報公開条例の改正もあわせて検討願うということを付け加えたい。

《議事 4 について》

【田中構成員】

- 条例においても要配慮個人情報の定義を設けることが適当という点について、今の条例

とのたてつけの問題が出てくるのではないかと懸念している。

- 個人情報ファイル簿等の作成が望ましいとあるが、事務の届出という形をとっている地方公共団体は、今後、どうすればいいのか。

【事務局】

- 要配慮個人情報の有無の記載に関連して、個人情報ファイル簿等を作成していないというのは、個人情報ファイル簿も個人情報取扱事務登録簿も作成していないということであり、個人情報取扱事務登録簿を作成している団体において、個人情報ファイル簿を新たに作成してほしいという趣旨ではない。

【宇賀座長】

- 法律で要配慮個人情報の考え方が導入された経緯を説明すると、個人情報保護法が成立したときもセンシティブ情報をどうするかという議論はあったが、一概に決めるのは難しいということで、特に厳格な取り扱いを要する個人情報については別途必要な対策をとることとし、医療や介護の分野ではガイドラインでは相当上乗せした。
- 今回の見直しで要配慮個人情報の規定を入れることになったのは、EUの充分性認定を取るということが大きな目標だったということと、既にほとんどの個人情報保護条例においてセンシティブ情報の規定を入れている実態があったことが背景である。

【大谷構成員】

- 資料4の表2に掲げる6つの類型以外に、収集制限等を設けている例はあったのか。

【事務局】

- 例えば今回要配慮個人情報とされなかった「国籍」について、収集制限等を行っている地方公共団体もあった。

【高野統括課長代理】

- 収集制限条項の中に、従来明確に含まれていないと思われる犯罪被害の情報を例示事項として追加するという考え方もあると考えるが、取りまとめの方向として、定義規定に要配慮個人情報を置くべきという形で提案しているのか。

【事務局】

- 個別に要配慮個人情報とは何かという定義を置くべきではないかというのが事務局案であるが、この点については、皆様で御議論いただきたい。

【高野統括課長代理】

- 完全に国の法律の規定に合わせてしまうと、バスケット規定で運用しているものをどう

するかということがある。その点については、今回明らかにされたものを例示事項に追加し、バスケット規定は残す方法が適当かもしれない。

- 定義に置くからには、収集制限で終わりという話ではないので、収集制限以外の配慮を具体的に検討していく必要がある。

【大谷構成員】

- 国民が、どの地方公共団体に住んでいたとしても、センシティブ情報が要配慮個人情報としてどのように扱われるのかといった期待に応えられるよう各地方公共団体が条例を整備することが必要であり、解釈が大きく異なることのないようある程度の定義の明確化が必要だと思う。そのためには、収集制限の規定だけにとどまるような定義では不十分ではないか。

【岡村構成員】

- 法令に基づく場合に収集できないはずはないので、余り要配慮個人情報に関して心配はしていない。そういう面も含めて、事務局案の趣旨に、全体として賛成する。
- ただ、公立病院等との関係で言うと、東京都条例では個人情報保護法と同様の研究に関する包括的適用除外規定があるが、医療の世界では、要配慮個人情報が広すぎて研究ができなくなるのではなかろうかと悩んでいる方が多い。医療分野全体として個別法を作る動きがあるということで安心したが、一般的には知れ渡っておらず、過剰反応として出てくる可能性があるので、早く国から情報を伝えていただきたい。

【小川参事官】

- 基本的には学術研究機関による学術研究目的の場合は、個人情報保護法上は適用除外となっており、行政機関個人情報保護法においても、目的外利用が認められる部分が当然ある。条例についても、同様の規定があることが多いのではないかと思うので、それを明確にした上で、適用除外の領域において適切な取扱いを定めるための指針について適正な議論をいただくことが大事。

【宇賀座長】

- 要配慮情報の定義規定を設ける場合、法律で要配慮個人情報とされたものは含めるけれども、現在の個人情報保護条例でこれより広く解釈できるものについて、それを狭めてこれに合わせなさいという趣旨ではないと理解してよいか。

【事務局】

- そのとおりである。